

【軽自動車税の税率改正のお知らせ】



平成27年度税制改正において、適用開始が1年間延期となっておりました軽自動車税が平成28年度から次のとおり変更されます。

車種区分		税率(年額)	
		変更前	変更後
原動機付自転車	一種(排気量50CC以下)	1,000円	2,000円
	二種乙(50CC超90CC以下)	1,200円	2,000円
	二種甲(90CC超125CC以下)	1,600円	2,400円
	ミニカー(50CC以下)	2,500円	3,700円
軽二輪	(125CC超250CC以下)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車 (250CC超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円

四輪車などは、平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます。

平成27年3月31日までに新規登録した車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)は、登録後13年までは、**変更前**の税率のままです。

軽自動車 車種区分	税率(年額)		
	平成27年3月31日 までの登録車	平成27年4月1日 以降の登録車	登録後13年超 (経年重課)
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円
軽四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
軽四輪貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円
軽四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円

《重課税率について》

初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両(電気軽自動車等を除く)は、平成28年度から、(経年重課)の税率が適用されます。

- 平成28年度は、最初の新規検査年が平成14年以前の車両が重課税の対象
- 平成29年度は、最初の新規検査年が平成16年3月以前の車両が重課税の対象
- 平成30年度は、最初の新規検査年が平成17年3月以前の車両が重課税の対象
- 平成27年3月が最初の新規検査の車両は平成40年度から重課税の対象
- 平成27年4月が最初の新規検査の車両は新税率になります。

《グリーン化特例について》

(1)対象車及び軽課割合

軽乗用車		軽貨物車	
軽課割合	対象車	軽課割合	対象車
75%軽減	電気自動車等	75%軽減	電気自動車等
50%軽減	平成32年度燃費基準 +20%達成車	50%軽減	平成27年度燃費基準 +35%達成車
25%軽減	平成32年度燃費基準 達成車	25%軽減	平成27年度燃費基準 +15%達成車

(2)軽課を適用した場合の標準税率

車種区分	グリーン化特例(軽課税率)			標準税率
	25%軽減	50%軽減	75%軽減	
軽三輪	3,000円	2,000円	1,000円	3,900円
軽四輪乗用自家用	8,100円	5,400円	2,700円	10,800円
軽四輪乗用営業用	5,200円	3,500円	1,800円	6,900円
軽四輪貨物自家用	3,800円	2,500円	1,300円	5,000円
軽四輪貨物営業用	2,900円	1,900円	1,000円	3,800円

★軽自動車等を取得した場合や譲渡・廃車をしたい場合

125CC以下のバイク、小型特殊等についてはあさぎり町役場または各支所に、
軽自動車や125CCを超えるバイクについては所轄の軽自動車協会に申告が必要です。
なお、小型特殊(農耕用・その他)におきまして標識(ナンバー)取得しているのに、車両に
付けないで使用されておられる人を見うけられます。必ず、ナンバーは車両に付けて
使用してください。(公道を走る・走らないは関係なく所有していたら申請が必要です)

お問い合わせ 税務課 45-7212